

酸化チタン(Ⅳ)に関する調査票

資料2

団体名		
ご記入者の役職・氏名		
ご連絡先	電話:	E-mail:

【質問1】 酸化チタン(Ⅳ)を製造又は取扱う業務に係る健康障害防止措置の導入について、貴会及び会員企業さまの業務に関連がありますか。該当する項目に「○」を付けてください。

関連あり	→ 質問2以降の項目についてご回答ください。
関連なし	→ 理由をお教えてください。(例: 取り扱う業務がない など) ※「関連なし」の場合は、ここまでで質問は終了です。

※質問2以降のご回答内容については、「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」(公開)の資料の作成に当たり、参考又は文章を引用させていただきますことをご了承願います。

【質問2】 貴会の概要についてお教えてください。

会員企業数		
酸化チタン(Ⅳ)を使用しているおよその会員企業数		
貴会の活動内容 (例: 主に○○業の事業者からなる団体。 ○○業の振興、技術開発、○○等に取り組む。)		

【質問3】 業界団体としての取組み

業界団体として、酸化チタン(Ⅳ)を製造又は取扱う業務に際し、健康障害防止のための取組をされていたら、その概要をお教えてください。
(例: 安全衛生指導、ばく露防止の作業手順(ガイドライン)の作成、技術指針、モデルSDSの作成、など)

【質問4】 事業者の自主的な取組み

酸化チタン(IV)を製造又は取扱う業務を行っている会員企業における、当該ばく露作業に対する措置の状況を、主な作業ごとにお知らせいただきますようお願いいたします。

ばく露作業概要を記入→ (主な作業ごとに記載してください)				
作業状況				
作業場の屋外屋内の別	屋内			
	屋外			
措置の有無 (○、×又は概算の措置割合) (措置企業数/回答企業数)				
情報提供	表示(容器等へのラベル表示)			
	文書の交付(SDSの交付)			
	掲示(労働者に有害性を掲示)			
労働衛生教育	労働衛生教育			
発散抑制措置 (いずれか)	製造工程の密閉化			
	局所排気装置の整備			
	プッシュプル型換気装置の整備			
	全体換気装置の整備			
	上記以外の発散抑制措置			
作業環境の改善	休憩室の設置			
	洗浄設備の整備(シャワー設備等)			
	設備の改修等作業時の措置			
漏洩防止措置	化学設備に関する漏えい防止措置			
	不浸透性の床の整備			
作業管理	作業主任者の選任(特化物)			
	作業記録の保存			
	立入禁止措置			
	飲食等の禁止			
	適切な容器等の使用と保管			
	用後処理(除じん、排ガス、排液、残さい物等)			
	ぼろ等の処理			
	呼吸用保護具(防じんマスク)の使用			
	呼吸用保護具(送気マスク)の使用			
	保護衣、保護手袋、保護長靴の使用			
	保護眼鏡の使用			
作業環境の測定	実施と記録の保存			
	結果の評価と保存			
健康診断	特殊健康診断に準じた健診の実施(独自)			
	特定業務従事者の健康診断に準じた健診の実施(6か月に1度)(高温物体、深夜業等)			

↑ 空欄はその他自主的な取り組みがある場合にご記入ください。

【質問5】 健康障害防止措置の導入に当たって考慮が必要な事項

特別規則(特定化学物質等障害予防規則など)による措置の検討に際し、業界団体又は会員企業の立場から考慮の必要がある事項とその概要について御提案ください。

考慮を要する事項	内 容

【質問6】 技術的課題及び措置導入の可能性

特別規則(特定化学物質等障害予防規則など)による措置の検討に際し、通常のばく露防止措置(発散源の密閉化、局所排気装置、プッシュプル換気装置、全体換気装置、呼吸用保護具等)を行う上で、技術的に課題があると考えられる事項があれば、措置とそれに対する技術的課題及び実現可能性について御指摘ください。

措 置	技術的課題	措置導入の可能性

【質問7】 特殊な作業(健康障害防止措置を特に講じなくてもリスクが低いと考えられる作業)の概要と意見

健康障害防止措置を特に講じなくてもリスクが低いと考えられる特殊な作業がある場合には、当該作業の概要(作業内容、作業時間、作業頻度、一回当たりの取扱量、屋外屋内の別など)及び当該作業がリスクが低いと判断する根拠をお示しください。

作業名	作業概要及びその作業がリスクが低いと判断する根拠

【質問8】 産業活動への影響や公正競争の観点からの意見

特別規則(特定化学物質障害予防規則など)による措置の検討に際し、産業活動や同業他社との公正競争の観点からの意見があればご提出ください。

【質問9】 措置の方針についての意見

措置の対象は酸化チタン(IV)を製造又は取扱う業務とする見込みですが、これに関し意見があればお寄せ下さい。

【質問10】 その他の意見

上記以外に特段の御意見があればお寄せ下さい。(「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」にてご発言を希望される場合は、その旨記載願います。)

ご協力ありがとうございました。